

「市川市男女共同参画基本計画」に基づく

# 第4次実施計画

(平成23年度～平成25年度)

平成23年3月

市川市



# 目 次

## 1 基本的な考え方

(1)計画の位置づけ	1
(2)計画の期間	1
(3)基本計画の体系	1
基本計画の体系図	2

## 2 重点的な取り組み・変更内容

(1)重点的な取り組み	8
(2)変更点	10

## 3 計画の内容

### 主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	11
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援	15

### 主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮	19
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進	23
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進	25
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進	28
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進	30

### 主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援	33
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進	35
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備	38

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

個別課題 11 生活の場での自立の推進	41
個別課題 12 男女で担う子育ての環境づくり	43
個別課題 13 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援	47
個別課題 14 高齢者への福祉の充実・自立支援	52
個別課題 15 自立を支援する総合相談事業の推進	56

主要課題5 生涯を通じた健康支援

個別課題 16 生涯を通じた健康の管理・保持増進	59
個別課題 17 生涯を通じた心身の健康づくり支援	62
個別課題 18 心身の健康づくり体制の充実	67

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

個別課題 19 暴力を許さない社会の基盤づくり	69
個別課題 20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更正支援	71

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

個別課題 21 国際的な協調と相互協力の推進	75
個別課題 22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会	78

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備

個別課題 23 推進体制の充実	81
個別課題 24 計画の進行管理の充実	84

参 考 資 料

男女共同参画社会基本法	87
市川市男女共同参画社会基本条例	93

所属課別索引	98
--------	----

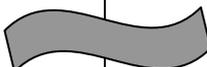
## 1. 基本的な考え方

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、平成20（2008）年8月に策定した「市川市男女共同参画基本計画」（以下、「基本計画」とする）に基づき市が実施する具体的な事業をまとめた実施計画です。

### (2) 計画の期間

平成23（2011）年度から平成25（2013）年度までの3年間とします。

平成20 (2008) 年度	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)		37 (2025)
市川市男女共同参画基本計画								
第3次実施計画			第4次実施計画					

### (3) 基本計画の体系

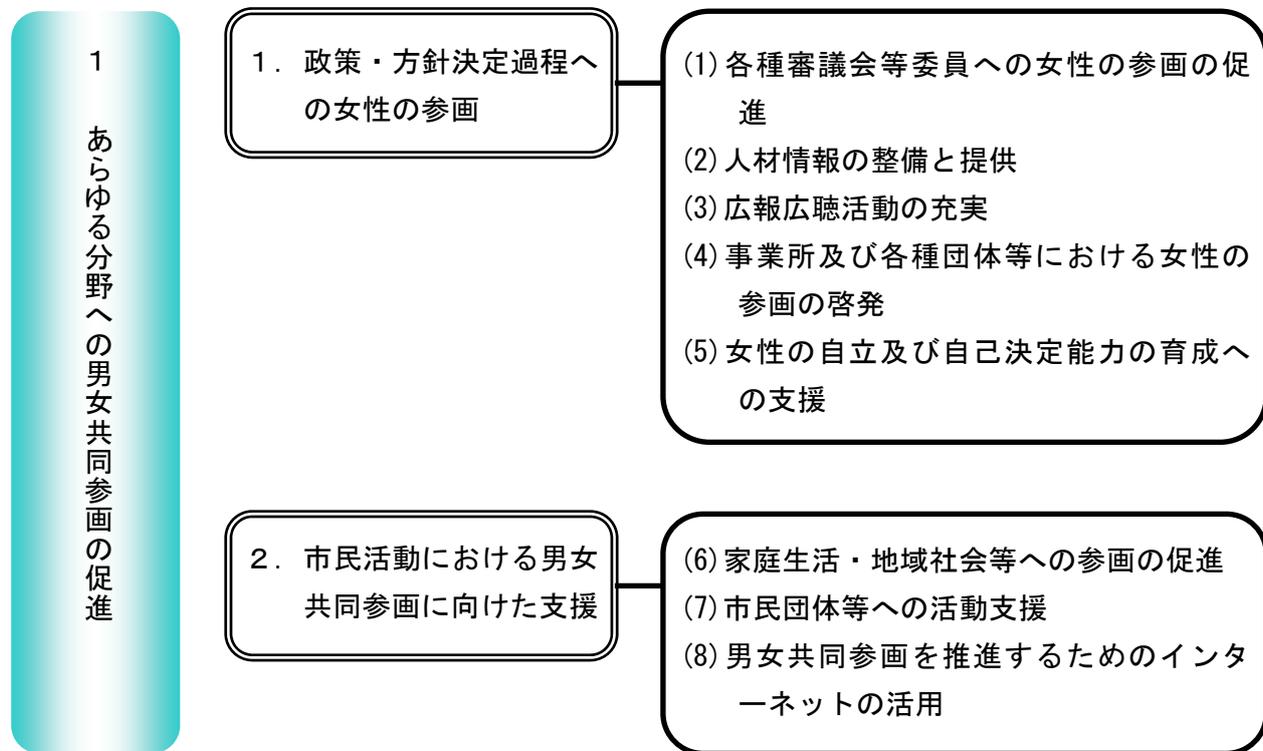
基本計画に定める体系は以下のとおりです。

## 基本計画の体系図

### 《 主要課題 》

### 《 個別課題 》

### 《 施策 》



《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施策 》

2

男女共同参画の意識づくりと教育の推進

3. 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

- (9) 啓発事業の推進
- (10) 情報の収集と提供
- (11) 調査・研究の推進
- (12) 法令等に関する学習機会の充実
- (13) 情報識別・選択能力の向上
- (14) 発行物における性にとらわれない表現の促進

4. 就学前教育における男女平等教育の推進

- (15) 相手を大切にする心を育む教育の推進
- (16) 性別にも配慮した平等教育、保育の推進
- (17) 就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

5. 学校教育における男女平等教育の推進

- (18) 全教育内容における男女平等の意識づくり
- (19) 自立能力を育成する教育の推進
- (20) 性に関する教育の充実
- (21) 教育関係者に対する研修の充実
- (22) 男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

6. 家庭における男女平等教育の推進

- (23) 家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり
- (24) 家庭教育に関する相談事業の充実

7. 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

- (25) 情報の収集と提供
- (26) 学習内容の充実
- (27) 生涯学習を進めるための施設の充実

3

ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

8. 就業機会の男女平等に向けた支援

- (28) 就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進
- (29) あらゆる分野における働き方への支援
- (30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実
- (31) 就業相談等の充実

9. 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

- (32) 働く場における男女共同参画の推進
- (33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実
- (34) 働く場における男女の労働条件の向上
- (35) 働く場における労働環境の整備
- (36) 労働相談の充実

10. 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

- (37) 仕事と子育て・介護の両立支援
- (38) 多様な働き方への支援

4

男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

11. 生活の場での自立の推進

- (39) 男女共同参画による家庭の確立
- (40) 専業主婦への家族の協力
- (41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供
- (42) 自立を支える福祉の充実
- (43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

12. 男女で担う子育ての環境づくり

- (44) 保育施設の整備、保育内容の充実
- (45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

13. 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援

- (47) 各種相談事業の拡充と情報提供
- (48) 自立のための支援制度の促進

14. 高齢者への福祉の充実・自立支援

- (49) 社会参画の促進と生活支援
- (50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり
- (51) 介護にかかわる人の育成と確保
- (52) 施設の基盤整備と内容の充実
- (53) 介護予防への取組の強化

15. 自立を支援する総合相談事業の推進

- (54) 相談事業の充実
- (55) 相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施 策 》

5

生涯を通じた健康支援

16. 生涯を通じた健康の管理・保持増進

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供  
(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

17. 生涯を通じた心身の健康づくり支援

(58) 健康教育の充実と相談支援  
(59) 妊娠・出産期における健康支援  
(60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援  
(61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

18. 心身の健康づくり体制の充実

(62) 健康増進施設の充実  
(63) 医療関係機関との連携強化

6

人権を侵害する暴力の根絶

19. 暴力を許さない社会の基盤づくり

(64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進  
(65) 性の商品化の根絶  
(66) 暴力に関する調査・研究

20. 被害者の相談・支援および加害者への教育・研修、更生の支援

(67) 相談体制の充実  
(68) 自立支援と更生支援  
(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

《 主要課題 》

《 個別課題 》

《 施策 》

7  
男女共同参画社会  
の形成を目指す国  
際的協調の推進

21. 国際的な協調と相互協  
力の推進

(70) 国際理解と国際協力  
(71) 国際交流の推進と民間団体への支援

22. 在住外国人と共に目指  
す男女共同参画社会

(72) 相互理解のための交流活動の推進  
(73) 情報提供と相談体制の確立

8  
男女共同参画を推進す  
る体制の整備

23. 推進体制の充実

(74) 庁内推進体制の充実と組織の強化  
(75) 市民との連携  
(76) 国・県・関係機関等との連携

24. 計画の進行管理の充実

(77) 施策の推進状況の把握  
(78) 施策の点検と評価の研究

## 2. 重点的な取り組み・変更内容

### (1) 重点的な取り組み

#### ①第3次実施計画を踏まえた取り組み

平成20～22年度を計画期間とした第3次実施計画における進捗状況について、評価・検証等が終了している2年間について主要課題ごとに着目すると、「1. あらゆる分野への男女共同参画の促進」、「3. ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現」、「6. 人権を侵害する暴力の根絶」における事業の達成率が低い結果となりました。このため、本実施計画では、これらの主要課題の解決に向けて重点的に取り組みます。

主要課題	事業数	20年度達成度		21年度達成度		重点すべき取組
		順位	%	順位	%	
1	18	7	66.7	7	66.7	◎
2	33	3	91.0	3	87.9	
3	29	6	69.0	6	79.3	◎
4	50	4	86.0	2	90.0	
5	24	2	91.7	1	95.8	
6	16	8	62.5	8	62.5	◎
7	10	5	80.0	5	80.0	
8	15	1	93.4	4	86.7	
合計	195	平均	80.0	平均	81.1	

◎主要課題1では、審議会等委員に占める女性の割合が目標値まで達成せず、また、市民公募促進への取り組みも進みませんでした。このため、これらをさらに積極的に進める必要があり、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」を見直すなどして取り組みます。また、新規事業として「市女性職員の管理職昇任選考試験の受験促進」を加え、市役所内部からも政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

◎主要課題3では、企業を対象としたアンケート、表彰などが未実施だったため、企業向け啓発紙発行も含め「企業への男女共同参画啓発」として一本化し、柔軟に取り組めるような企業へのワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。また、新規事業として、「一般事業主行動計画策定支援事業」を掲載しました。

◎主要課題6では、「加害者への更生支援」の調査・研究や「(仮)DV防止基本計画の策定」が進んでおらず、DV被害者ネットワーク会議も開催できなかったため、加害者への更生支援の研究等も含め、平成23年夏を目標に、(仮)DV防止基本計画策定を目指します。

## ②市川市男女共同参画に関する市民意識調査結果からの取り組み

平成22年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果では、男女の地位の平等感について、前回調査（平成17年）と比較して男性が優遇されていると感じている割合は減少傾向にあるものの依然として高い分野が多く、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体として」といった設問では、「男性が非常に優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」とする回答の合計が7割を超えています。社会通念や慣習などは、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものですが、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くよう更に啓発を進めます。

仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活における理想の配分と現実の優先度については、年代や性別にもよりますが「仕事と家庭生活をともに優先したい」と希望する回答が3割から4割程度あるのに対し、現実には「仕事を優先している」とする回答が男性で5割から6割程度、女性で3割から5割程度となっています。このように自己が理想とする配分と現実が一致していない割合が高く、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や企業等への啓発を積極的に進めます。

配偶者や恋人からの暴力経験については、「無視する、怒鳴るなどの精神的暴力」が最も多く、「何度もあった」「1、2度あった」の合計では、女性の28.3%、男性の19.4%の方が被害を経験されており、次いで「殴る、蹴るなどの身体的暴力」が、女性の11.7%、男性の5.8%の方が被害経験があると回答されています。これら男女間のパートナーからの暴力は潜在化しがちで個人的問題として矮小化されることもあります。暴力を許さない社会の実現を目指すため、仮称市川市DV防止基本計画を策定し、暴力の予防に向けた啓発・被害者支援・関係機関との連携等を強化し総合的な対策を進めます。

また、男女共同参画の推進に関する用語（女子差別撤廃条約、ポジティブ・アクション、ジェンダー等）の認知度は前回調査に比べ15～40ポイント程度上昇し、半数以上の回答者が認知しているのに比べ、市川市男女共同参画社会基本条例や市川市男女共同参画基本計画、市川市男女共同参画センターについては、向上しているものの、その認知度は低く一層の周知を図ります。

## ③国および千葉県の計画との整合性

国は、第3次の男女共同参画基本計画を策定するにあたり、基本法施行後10年間の反省として、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取り組みが不十分であったこと、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大等の整備が進まなかったことなどをあげています。また、策定にあたっての留意点としては、実効性のあるアクション・プランとするためにできる限り具体的な数値目標等を設定した上で、その達成状況について定期的にフォローアップを行うことなどをあげています。そして、喫緊の課題として、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要であることなどをあげています。

また、千葉県では、第3次の千葉県男女共同参画計画（事業計画は平成23年度～27年度）を策定するにあたり、重点的取組として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、および、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進などをあげています。

そこで、本市の第4次実施計画もこれに整合するような形として、主要課題1「あらゆる分野への男女共同参画の促進」、主要課題3「ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現」に新事業を組み込むなどして強化し、できる限り目標数値なども掲載するようにしました。

#### ④（仮）市川市DV防止基本計画策定に関連した取り組み

本市では、この実施計画にやや遅れた取組状況となっておりますが、並行して、平成23年夏を目標に（仮）市川市DV防止基本計画の策定を目指し作業を進めております。従って、策定後には、「主要課題6. 人権を侵害する暴力の根絶」に位置づけている配偶者からの暴力（DV）に関する施策のうち、（仮）市川市DV防止基本計画で進行管理することになるいくつかの事業については、その進行管理を（仮）市川市DV防止基本計画に移行する予定です。

### （2）変更点

#### ①表記方法の改善

第3次実施計画は施策ごとの説明であり細かすぎたので、この計画では個別課題ごとの説明とし、分かりやすくしました。

#### ②事業の精査

事業を精査し、計画の実効性を高めるため、この計画で進行管理していく事業と関連計画等に進行管理を委ねる事業に分けました。

#### ③目標・評価指標の設定

第3次実施計画の評価・検証においては、対象範囲が広く目標数値が計画策定時に設定されていなかったことにより、事業の達成度が一部評価が分かりにくかった点を考慮し、第4次計画では進行管理する事業について、目標を数値化できる事業には目標数値を記載し、他の評価指標がある場合には、これも明記することとして、進捗状況が把握しやすいようにしました。

3. 計画の内容

主要課題  
1

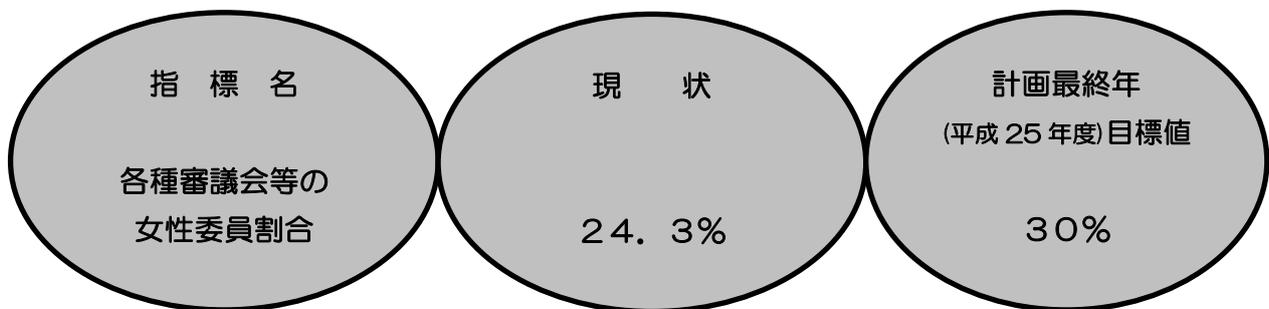
# あらゆる分野への男女共同参画の促進

個別課題  
1 政策・方針決定過程への女性の参画

男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定の過程に男女がともに参画することが極めて重要です。しかし、日本のジェンダー・エンパワーメント※指数（GEM）は平成21年では、109カ国中57位であり、世界と比較するとまだ低い状況にあるのが現状です。

このため、今後さらに女性が参画しやすくなるよう、積極的に取り組む必要があります。

※代表的な指標



市川市の各種審議会等への女性委員登用率は、平成22年4月現在、24.3%です。この割合については、全国の市区町村平均が26.6%、千葉県内27市1町の平均が26.1%という状況であり、今後さらに女性委員の登用促進に努めます。

■ 施 策

- (1) 各種審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 人材情報の整備と提供
- (3) 広報広聴活動の充実
- (4) 事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
- (5) 女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

※：国連開発計画の「人間開発報告書2009」より。GEMは、政治分野及び経済分野への女性の参画を示すものです。



## No. 3

事業名	審議会等委員の市民公募促進			
事業概要	意欲と能力のある男女が参画できるよう、市民公募枠の設定を担当部署に対し要請する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	公募枠委員のいる審議会総数			
目標数値	現状（平成 22 年 4 月）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	10	11	12	13
他の評価指標	1. 公募枠委員数			
	2. 公募枠割合			

## No. 4 【新規】

事業名	市女性職員の管理職昇任選考試験の受験促進			
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、市女性職員が管理職昇任選考試験を積極的に受験するよう啓発を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	女性の受験者数（主幹職）			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	25 名	平成 22 年度 より増	平成 23 年度 より増	平成 24 年度 より増
他の評価指標	1. 女性の受験割合			
	2. 課長職試験受験者数			

No. 5

事業名	女性管理職登用にに向けた参画機会の環境整備			
事業概要	学校運営の各分野において一方の性別に偏らない登用のため、意欲と能力のある女性に機会を提供する。			
所管課	学校教育部 義務教育課			
目標	女性管理職（校長・副校長・教頭）の割合			
目標数値	現 状(平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	12%	14%	14%	14%
他の評価指標	1. 環境整備			
	2. ー			

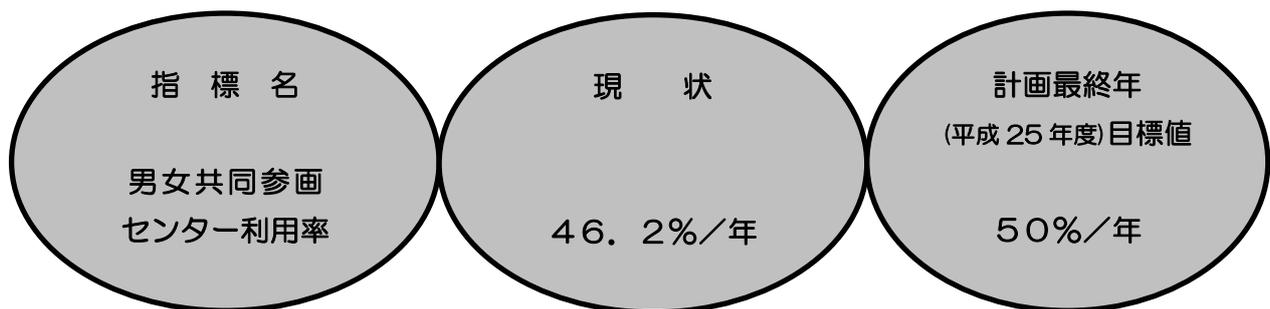
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業名	所管課
保育付審議会等の普及促進	男女共同参画課

## 市民活動における男女共同参画に向けた支援

男女の積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。しかし、現実には性別により男女の役割が決められてしまう場合も多く、男女や個人の特性を生かした地域社会を目指す必要があります。

## ※代表的な指標



男女共同参画センターは、男女共同参画社会づくりを目指すための学習、活動や交流の場として、男女を問わず利用できる施設であり、利用団体のネットワークを支援しています。また、館内に男女共同参画に関する様々な資料の設置や掲示による啓発を行い、積極的なPRを図ります。

## ■ 施 策

- (6) 家庭生活・地域社会等への参画の促進
- (7) 市民団体等への活動支援
- (8) 男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 6

事業名	ボランティア活動等の普及・啓発事業			
事業概要	男女が進んで自治会や市民活動等への参画やボランティア活動に参加できるよう啓発活動を行うとともに、女性の地域社会の参画を広げるための取り組みを推進する。			
所管課	企画部 ボランティア・NPO担当			
目標	「ボランティア・NPOWeb」登録件数			
目標数値	現 状 (平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	265 件	280 件	290 件	300 件
他の評価指標	1. 夏休みボランティア体験事業			
	2. 情報誌の発行部数			

No. 7

事業名	自治会活動活性化事業			
事業概要	市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材育成を図るため、総務企画部員と女性会長との意見交換会を年 1 回開催するように努める。			
所管課	市民経済部 地域振興課			
目標	開催回数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	1 回 / 年	1 回 / 年	1 回 / 年	1 回 / 年
他の評価指標	1. 会議内容			
	2. ー			

## No. 8

事業名	男女共同参画センター貸館事業の推進			
事業概要	男女共同参画を推進する市民団体等の活動場所および情報の提供。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	利用率			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	46.2%/年	48%/年	49%/年	50%/年
他の評価指標	1. 登録団体の利用回数			
	2. 利用者数			

## No. 9

事業名	男女共同参画課ホームページの充実			
事業概要	男女共同参画に関する最新の情報を提供する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	ホームページの更新回数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	23 回/年	30 回/年	30 回/年	30 回/年
他の評価指標	1. 情報の量や質の適正化			
	2. 見やすさや分かりやすさ			

No. 10

事業名	婦人消防クラブ活動事業			
事業概要	女性防災リーダーとして活動できる知識と技術を習得することを目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等通じ、火災予防の知識や災害等の適正な対応、及び応急救護方法を習得させ地域の防災リーダーとして活躍できるよう支援する。			
所管課	消防局 警防課市民防災担当室			
目標	救命講習、訓練回数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	16 回／年	16 回／年	16 回／年	16 回／年
他の評価指標	1. 事業内容や成果・効果			
	2. ー			

# 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

## 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるよう配慮されなければなりません。

### ※代表的な指標

指標名	現 状	計画最終年 (平成 25 年度)目標値
男女共同参画情報の広報紙への情報提供回数	14回/年	15回/年

市広報紙において男女共同参画の啓発や男女共同参画センターの情報を発信し、市民や事業者等への周知を図ります。

### ■ 施 策

- (9) 啓発事業の推進
- (10) 情報の収集と提供
- (11) 調査・研究の推進
- (12) 法令等に関する学習機会の充実
- (13) 情報識別・選択能力の向上
- (14) 発行物における性にとられない表現の促進

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 1 1 【 新 規 】

事業名	男女共同参画センター講演会事業			
事業概要	男女共同参画を推進するための講演会を開催する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	参加者数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	326 人／年	350 人／年	350 人／年	350 人／年
他の評価指標	1. 参加者の満足度			
	2. 参加率、男女比			

No. 1 2

事業名	広報等による男女共同参画情報の発信			
事業概要	男女共同参画に関する情報を広報・ホームページ等を利用し積極的に発信する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	広報紙への情報提供回数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	14 回／年	15 回／年	15 回／年	15 回／年
他の評価指標	1. 広報紙へのホームページを利用した特集の紹介			
	2. ホームページの見やすさ、情報量			

No. 1 3

事業名	男女共同参画センターロビーの充実・活用			
事業概要	男女共同参画センターを利用する団体相互の情報交換の場として充実させる。また、講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	—（※利用者の出入りが自由であり、利用者数の把握は難しい）			
目標数値	現状	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	—	—	—	—
他の評価指標	1. 利用者数 ※			
	2. 情報提供量の種類・量、鮮度			

No. 1 4

事業名	講演会・イベント等での人権啓発			
事業概要	人権に関する情報の広報・啓発を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	講演会参加者数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	418 人／年	430 人／年	450 人／年	500 人／年
他の評価指標	1. 講演会の内容			
	2. 講演会以外のイベント開催数			

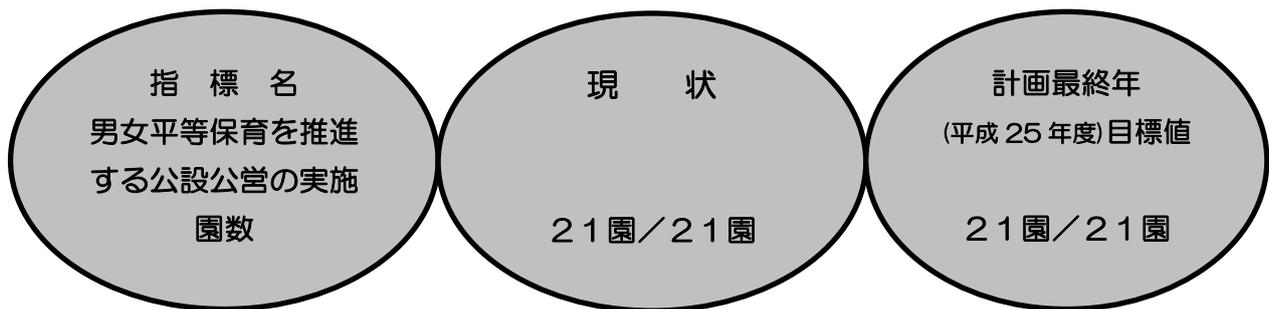
## No. 15

事業名	青少年有害図書の自粛要請			
事業概要	性的商品化、暴力表現等を有する図書の取扱自粛要請及び立ち入り調査を実施する。			
所管課	生涯学習部 地域教育課（少年センター）			
目標	研修会の実施			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	0回／年	2回／年	3回／年	3回／年
他の評価指標	1. 有害図書については、少年補導員、警察等との連携を図る。			
	2. ー			

幼児期は、義務教育の基礎を培う大切な時期です。また、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人ひとりの個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、男女の性別による差別がなされることのない教育、保育を推進することが大切です。

※代表的な指標



幼児期は知識吸収力が旺盛な時期であり、個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等保育を推進します。

■ 施策

- (15) 相手を大切にすることを育む教育の推進
- (16) 性別にも配慮した平等教育、保育の推進
- (17) 就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 1 6

事業名	男女平等保育の推進			
事業概要	個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等保育を推進する。			
所管課	こども部 保育課			
目標	公設公営の実施園数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	21 園 / 21 園	21 園 / 21 園	21 園 / 21 園	21 園 / 21 園
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 1 7

事業名	男女平等教育の推進			
事業概要	個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等教育を推進する。			
所管課	各幼稚園 (教育総務部 就学支援課)			
目標	公立の取組園数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	8 園 / 8 園	8 園 / 8 園	8 園 / 8 園	8 園 / 8 園
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業名	所管課
地域交流会	保育課
幼稚園開放・子育て支援活動・地域交流	各幼稚園 (就学支援課)
保育従事職員に対する研修の実施	保育課

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

また男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人ひとりの個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進することが大切です。

※代表的な指標



子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画できるよう、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけることは大切です。

■ 施 策

- (18) 全教育内容における男女平等の意識づくり
- (19) 自立能力を育成する教育の推進
- (20) 性に関する教育の充実
- (21) 教育関係者に対する研修の充実
- (22) 男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 1 8

事業名	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育			
事業概要	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をする。			
所管課	学校教育部 指導課			
目標	全小・中学校で人権教育に取り組む。(全小中学校数 56)			
目標数値	現 状(平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	全小・中学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。	全小・中学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。	※前年度の内容見直し	※前年度の内容見直し
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 1 9

事業名	進路指導ノート「輝かしい未来に向かって」の活用			
事業概要	個性と能力に応じ、自立できるような進路指導を行うため、男女平等の視点に立った進路指導計画の見直しを行うなど指導の推進、充実を図る。			
所管課	学校教育部 指導課			
目標	全小学校・特別支援学校へ各学年分 2 部、全中学校へ各学年分 10 部ずつの資料を配付する。			
目標数値	現 状(平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	全校へ配付	全校へ配付	※前年度の見直し	※前年度の見直し
他の評価指標	1. 活用の状況、効果など。			
	2. ー			

No. 2 0

事業名	エイズ教育に関する教育講演会			
事業概要	思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催する。			
所管課	学校教育部 保健体育課			
目標	エイズ講演会実施回数			
目標数値	現状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	延べ 4 回 / 年	延べ 8 回 / 年	延べ 8 回 / 年	延べ 8 回 / 年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 2 1

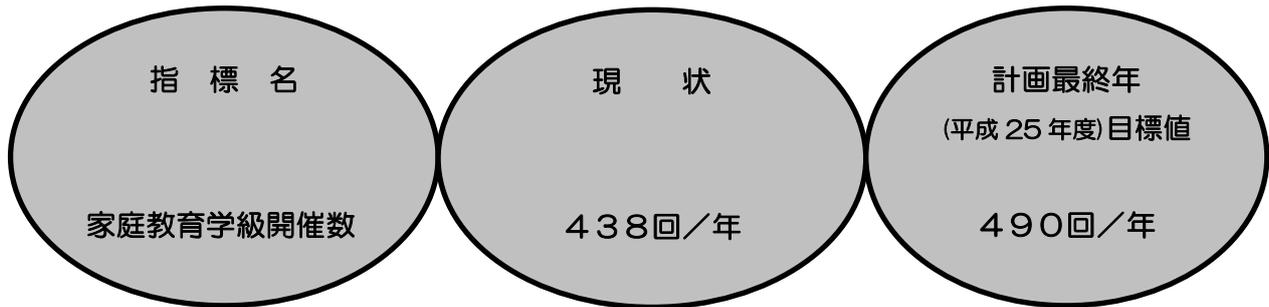
事業名	生徒指導・教科領域指導に関する研究・研修			
事業概要	発達段階や性別にも配慮しつつ、男女共同参画意識を持った学校運営がなされるよう関係者の研修会を実施する。			
所管課	学校教育部 指導課			
目標	各研修会の実施回数			
目標数値	現状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	6 回 / 年	6 回 / 年	※前年度の内容 見直し	※前年度の内容 見直し
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業名	所管課
中学校における技術・家庭科等による実践的・体験的な学習活動の充実	指導課
性教育の指導	保健体育課
教職員等研修事業	教育センター
法令・規則遵守のための研修の推進と啓発	義務教育課

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人ひとりが協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人ひとりの個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

※代表的な指標



家庭教育学級は、家庭において子どもを正しく理解し、健やかな成長を願って、子どもに関わる様々な問題について、計画的・継続的に学習する場であり、子どもの抱えている問題に気づき、掘り起こし、大人自らが問題解決に取り組んでいます。

■ 施策

(23) 家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

(24) 家庭教育に関する相談事業の充実

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 2 2

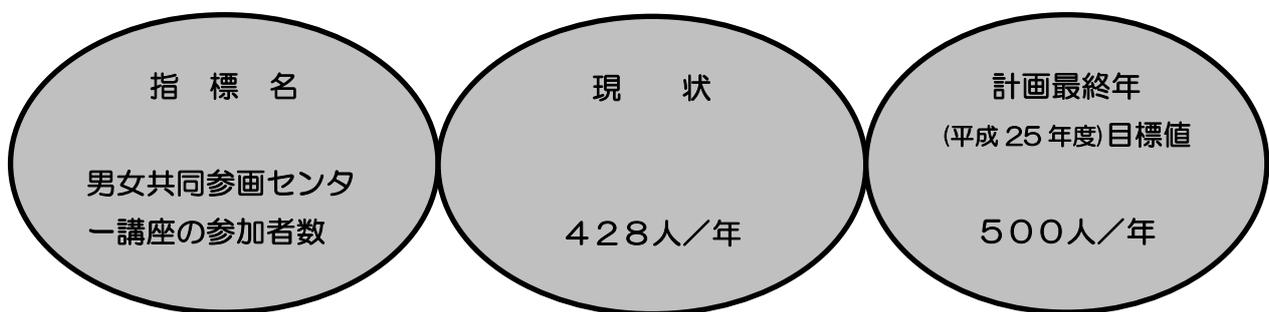
事業名	教育相談事業			
事業概要	子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みの解消を図り幼児・児童・生徒の健全育成を図る			
所管課	学校教育部 教育センター			
目標	相談延件数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	5,027件／年	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加
他の評価指標	1. 相談者の満足度			
	2. 相談環境の整備			

No. 2 3

事業名	家庭教育学級運営事業			
事業概要	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会を提供する。			
所管課	生涯学習部 生涯学習振興課			
目標	①学級開催数 ②参加延べ人数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	①438回／年 ②14,291人／年	①450回／年 ②16,750人／年	①470回／年 ②17,000人／年	①490回／年 ②17,250人／年
他の評価指標	1. 各学級の開催講座の中で、子どもの育成や家族とのかかわりに関連する講座数			
	2. ー			

男女が積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつかっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していけるよう、学習機会の充実、社会参加の促進を目指す必要があります。

※代表的な指標



男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画センターでは各種の講座を開催しています。小さなお子さんがある方も積極的に参加できるように、保育付き講座を実施したり、働いている方も参加しやすいよう、土日を開催する講座もあります。

■ 施 策

(25) 情報の収集と提供

(26) 学習内容の充実

(27) 生涯学習を進めるための施設の充実

進 行 管 理 事 業

No. 2 4

事業名	男女共同参画センター講座開催			
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けた各種の講座を開催する。男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施していく。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	参加者数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	428 人/年	500 人/年	500 人/年	550 人/年
他の評価指標	1. 講座回数・男女比・参加率			
	2. 講座受講者の満足度			

No. 2 5

事業名	情報資料室の充実			
事業概要	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民に提供する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	資料閲覧者数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	781 人/年	800 人/年	800 人/年	800 人/年
他の評価指標	1. 蔵書数			
	2. 情報の種類・内容			

No. 2 6

事業名	保育付講座の実施			
事業概要	子育て中の男女が生涯学習活動に参加しやすいようにその拠点となる施設に保育室を確保し、安心して利用できるよう室内を清潔に保つ。			
所管課	生涯学習部 公民館センター			
目標	講座数			
目標数値	現 状(平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	12 講座/年	13 講座/年	13 講座/年	13 講座/年
他の評価指標	1. 参加者数			
	2. ー			

No. 2 7

事業名	公民館での各種講座の実施			
事業概要	男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図る。			
所管課	生涯学習部 公民館センター			
目標	講座数			
目標数値	現 状(平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	92 講座/年	95 講座/年	95 講座/年	95 講座/年
他の評価指標	1. 参加者数			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

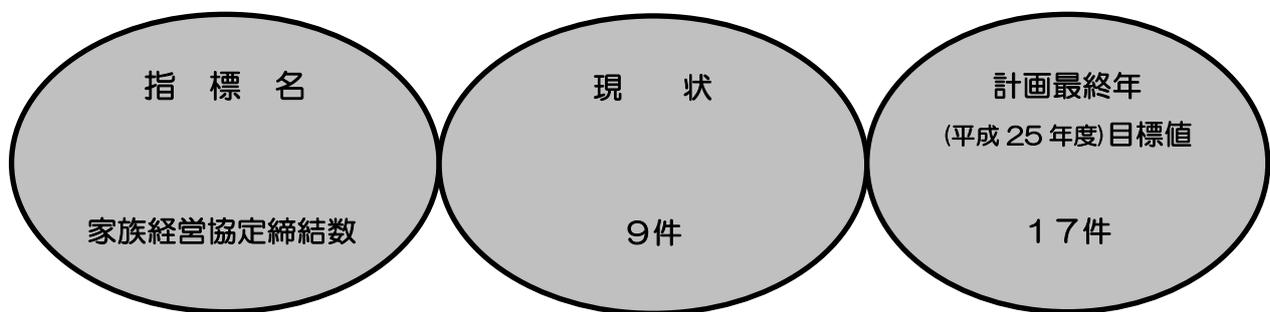
事業名	所管課
男女共同参画センター子どもルーム利用促進	男女共同参画課

# ワーク・ライフ・バランスの推進による 職場における男女共同参画の実現

## 就業機会の男女平等に向けた支援

男女が助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、努めることが大切です。

### ※代表的な指標



家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもので、農業者年金の国庫助成などの優遇措置があります。

### ■ 施 策

- (28) 就業機会の拡充、再雇用制殿普及促進
- (29) あらゆる分野における働き方への支援
- (30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実
- (31) 就業相談等の充実

進 行 管 理 事 業

No.28

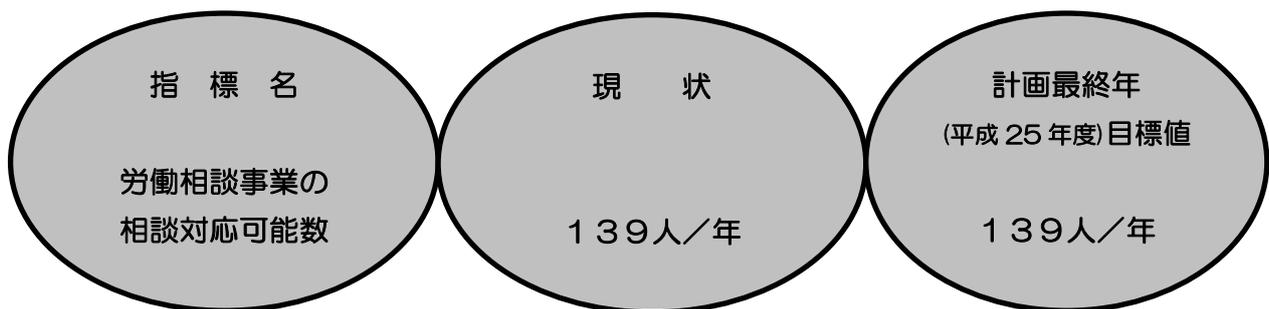
事業名	若年者就労支援事業			
事業概要	若年者が気軽に立ち寄れるヤング・ジョブサポートいちかわを開設し、毎週火曜日、木曜日の午後に就労にかかる個別相談、適職診断を実施する。			
所管課	市民経済部 商工振興課雇用推進担当室			
目標	①利用人数 ②就職者数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	①利用者数 105 人／年	①利用者数 105 人／年	①利用者数 105 人／年	①利用者数 105 人／年
	②うち就職者数 19 人／年	②うち就職者数 19 人／年	②うち就職者数 19 人／年	②うち就職者数 19 人／年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No.29

事業名	家族経営協定締結の推進			
事業概要	家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかける。			
所管課	市民経済部 農政課			
目標	協定締結数			
目標数値	現 状 (平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	9 件	13 件	15 件	17 件
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において女性が、母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や男女の長時間労働、過剰なストレス等からの解放やセクシャル・ハラスメントの防止にも努めていきます。

※代表的な指標



男女雇用機会均等法の実効性を確保するため、労働条件に関することなどの相談事業を行います。

■ 施策

- (32) 働く場における男女共同参画の推進
- (33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実
- (34) 働く場における男女の労働条件の向上
- (35) 働く場における労働環境の整備
- (36) 労働相談の充実

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 3 0

事業名	労働相談事業			
事業概要	賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じる。			
所管課	市民経済部 商工振興課雇用推進担当室			
目標	相談対応可能数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	139 人／年	139 人／年	139 人／年	139 人／年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 3 1

事業名	企業への男女共同参画啓発			
事業概要	事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の推進に関する啓発を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	啓発活動の回数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	1 回（企業向リーフレット）／年	1 回以上／年	1 回以上／年	1 回以上／年
他の評価指標	1. 内容			
	2. ー			

No.3 2 【 新 規 】

事業名	一般事業主行動計画策定支援事業			
事業概要	次世代育成支援対策推進法の改正により、従業員数101人以上の企業においても一般事業主行動計画の策定が義務付けられたことを受け、対象となる市内企業に計画策定の手引やサンプル等を配布し、計画策定を支援する。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目標	サンプル等の配布			
目標数値	現状	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	—	80社/年	50社/年	30社/年
他の評価指標	1. —			
	2. —			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

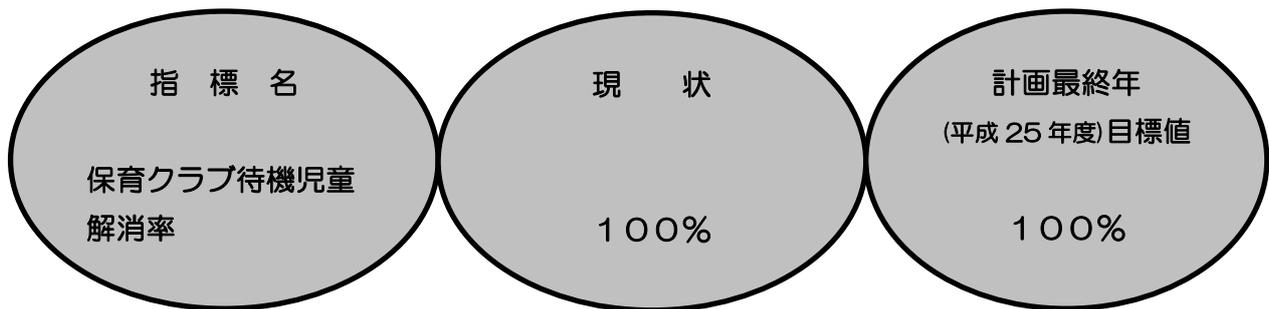
事業名	所管課
セクハラ相談の実施	職員課健康管理担当室

個別課題

10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

少子・高齢化、核家族化が進展する中で、男女が職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送るため、これを支える社会環境はますます大切なものとなります。

※代表的な指標



男女が共に働き続けるために、保育クラブの待機児童0人を維持していくことが大切です。

■ 施 策

(37) 仕事と子育て・介護の両立支援

(38) 多様な働き方への支援

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No.33

事業名	保育園整備計画事業			
事業概要	仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備する。			
所管課	こども部 保育計画推進課			
目標	①施設整備予定数②増加定員数			
目標数値	現 状(平成22年4月)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	①4園/年 ②170名/年	①3園/年 ②180名/年	平成22年度から26年度で定員725人増	
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No.34

事業名	保育クラブ整備事業			
事業概要	保育クラブの入所待機児童の解消に向け、整備・拡充を図る。			
所管課	生涯学習部 青少年育成課			
目標	待機児童解消率（4月末日現在）			
目標数値	現 状(平成22年4月)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	100% (入所者数2,953人、待機0人)	100%	100%	100%
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No.35

事業名	ファミリー・サポート・センター事業			
事業概要	地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」に対し、支援内容の充実や会員確保のサポートに努め、仕事と子育ての両立支援をバックアップする。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目標	活動件数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	10,320件／年	10,000件／年	10,000件／年	10,000件／年
他の評価指標	1. 会員数（依頼・協力・両方）			
	2. —			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業名	所管課
シルバー人材センターへの運営費補助	高齢者支援課
企業への男女共同参画啓発	男女共同参画課

# 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

個別課題

11

## 生活の場での自立の推進

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれなくて、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会づくりを目指すことが大切です。また、安心して暮らすことのできるように福祉の視点からの街づくりの推進も重要です。

※代表的な指標

指標名	現 状	計画最終年 (平成 25 年度)目標値
両親学級実施回数	24回/年	24回/年

夫婦が協力しながら安心して妊娠・出産・育児ができるよう、必要な知識を学ぶことを支援します。

■ 施 策

- (39) 男女共同参画による家庭の確立
- (40) 専業主婦への家族の協力
- (41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供
- (42) 自立を支える福祉の充実
- (43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰 進 行 管 理 事 業 〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

No.36

事業名	両親学級			
事業概要	妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、妊娠・出産・育児ができるよう援助する。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目標	実施回数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	24回／年	24回／年	24回／年	24回／年
他の評価指標	1. 講座終了時にアンケートを実施して、講座の運営や講義の内容等について評価している。			
	2. ー			

No.37

事業名	防犯対策事業			
事業概要	誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指し、市民・警察・関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施する。			
所管課	危機管理部 防犯担当			
目標	ボランティアパトロール登録者数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	2,331名	3,500名	次期防犯まちづくり行動計画による	
他の評価指標	1. 参加人数の増加による防犯意識の高揚			
	2. ー			

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰 関 連 事 業 〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

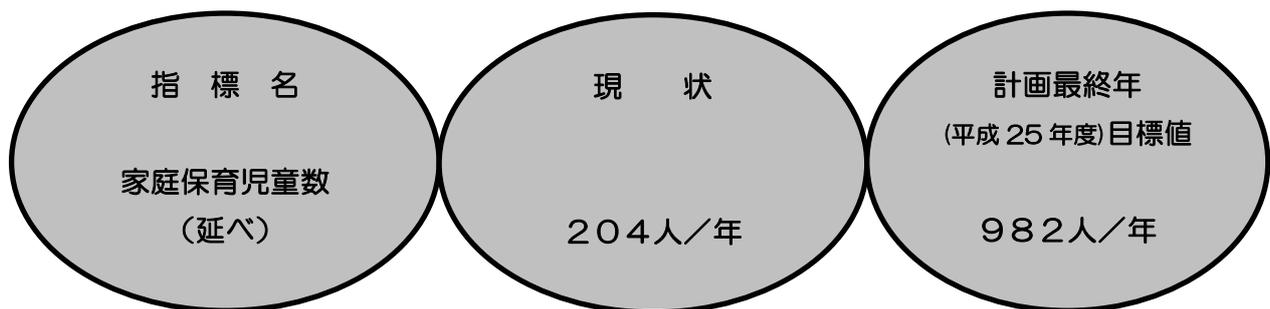
事業名	所管課
人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路建設課
青色パトロール推進事業	防犯担当
男女共同参画センター講座開催	男女共同参画課

個別課題

12 男女で担う子育ての環境づくり

核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないように必要な情報の提供や支援体制の充実を図っていく必要があります。

※代表的な指標



保育士、看護師、幼稚園教諭の資格を持つ方、または子育て経験がある方などで市川市の認定を受けたファミリー・ママ（家庭保育員）が保護者に代わって子どもを預かっています。

■ 施策

- (44) 保育施設の整備、保育内容の充実
- (45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 3 8

事業名	家庭保育事業			
事業概要	認可保育園の待機児童解消および保護者の多様な保育ニーズに対応するため、家庭保育員による保育事業を推進する。			
所管課	こども部 保育課			
目 標	①家庭保育員数②保育児童数（延べ）			
目 標 数 値	現 状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	①18 人 ②204 人／年	①32 人 ②751 人／年	①37 人 ②865 人／年	①42 人 ②982 人／年
他の評価指標	1. 家庭保育員および利用者に対する支援体制の整備状況			
	2. ー			

No. 3 9

事業名	病後児保育事業			
事業概要	子育てのための環境整備として多様な保育サービスを推進する。（病後児保育施設の拡充）			
所管課	こども部 保育課			
目 標	実施施設数			
目 標 数 値	現 状（平成 22 年 4 月）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	3 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
他の評価指標	1. 利用件数			
	2. ー			

No.40【新規】

事業名	家庭児童相談事業			
事業概要	児童虐待相談の通報窓口機能を持つとともに、家庭児童相談員が、要保護児童に対する調査、支援計画の作成、支援の実施を行う。また、発達や育児の不安、養育環境に関する様々な相談に対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目標	相談件数			
目標数値	現状(平成21年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	2,924件/年	3,000件/年	3,000件/年	3,000件/年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No.41

事業名	要保護児童対策地域協議会			
事業概要	要保護児童等への適切な支援を実施するため、関係機関と協力・連携し、要保護児童等に係る情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行う協議会を設置する。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目標	支援世帯(実)			
目標数値	現状(平成22年4月)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	141世帯/年	200世帯/年	200世帯/年	200世帯/年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No.4 2 【 新 規 】

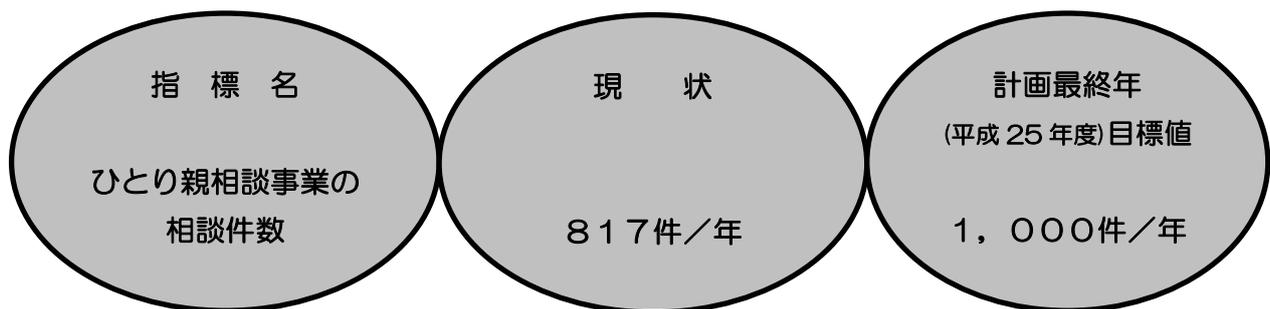
事業名	養育支援訪問事業			
事業概要	児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保する。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目標	利用件数（延訪問日数）			
目標数値	現 状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	292 日／年	360 日／年	360 日／年	360 日／年
他の評価指標	1. 利用世帯数（実）			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業名	所管課
私立保育園等補助事業	保育課
子育てサークル育成事業	子育て支援課
子育てガイドブック	子育て支援課
親子つどいの広場事業	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	子育て支援課

障害者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせる社会を目指します。そのため、障害者自立支援法に基づく自立支援、地域生活支援の円滑な実施運営の他、母子・父子家庭などのひとり親家庭に対する就労支援や育児・介護等の日常生活支援などの実施により、これらの人が社会的弱者として差別されることのない社会づくりが大切です。

※代表的な指標



ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

■ 施 策

(47) 各種相談事業の拡充と情報提供

(48) 自立のための支援制度の促進

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 4 3

事業名	雇用促進奨励金			
事業概要	市内居住の高年齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付する。			
所管課	市民経済部 商工振興課雇用推進担当室			
目標	交付金支給数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	高年齢者 86 件・ 障害者 13 件・母 子家庭の母 10 件・重度障害者 19 件・合計 128 件 (764 月分) / 年	高年齢者 86 件・ 障害者 13 件・母 子家庭の母 10 件・重度障害者 19 件・合計 128 件 (764 月分) / 年	高年齢者 86 件・ 障害者 13 件・母 子家庭の母 10 件・重度障害者 19 件・合計 128 件 (764 月分) / 年	高年齢者 86 件・ 障害者 13 件・母 子家庭の母 10 件・重度障害者 19 件・合計 128 件 (764 月分) / 年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 4 4

事業名	障害者職場実習奨励金			
事業概要	市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付する。			
所管課	市民経済部 商工振興課雇用推進担当室			
目標	障害者職場実習奨励金			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	75 件 / 年	75 件 / 年	75 件 / 年	75 件 / 年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 4 5

事業名	障害者相談支援事業			
事業概要	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う。（三障害を包括した基幹的な拠点とともに、市直営の相談支援拠点（3か所）による体制整備を推進し、相談支援サービスを提供する）			
所管課	福祉部 障害者支援課			
目標	箇所数			
目標数値	現 状(平成22年4月)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	相談支援拠点4か所	4か所	4か所	4か所
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 4 6 【 新 規 】

事業名	ひとり親相談事業			
事業概要	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行う。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目標	相談件数			
目標数値	現 状(平成21年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	817件/年	1,000件/年	1,000件/年	1,000件/年
他の評価指標	1. 母子自立支援員の体制			
	2. ー			

No. 4 7

事業名	母子自立支援プログラム作成事業			
事業概要	児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを作成し、自立を支援する。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目標	利用者数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	4 件／年	5 件／年	5 件／年	5 件／年
他の評価指標	1. 支援修了後の就労等の状況			
	2. ー			

No. 4 8

事業名	母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点措置			
事業概要	経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合、加点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行う。			
所管課	福祉部 市営住宅課			
目標	母子世帯新規入居者数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	6 世帯／年	10 世帯／年	10 世帯／年	10 世帯／年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			



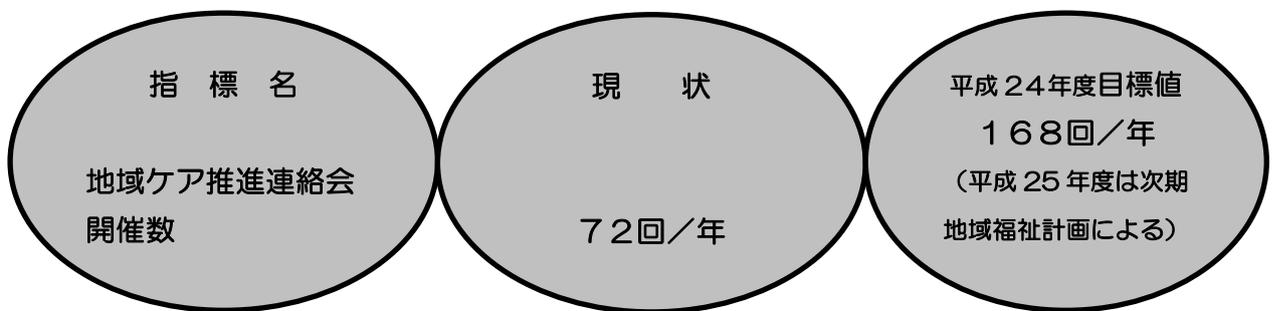
関 連 事 業



事 業 名	所 管 課
こども発達センター事業（こども発達相談室・あおぞらキッズ・おひさまキッズ）	発達支援課
広報「いちかわ」、ホームページ等による情報提供	こども福祉課
各種手当等の支給事業	こども福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	こども福祉課
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課

65歳以上の高齢者の割合は、男性より女性が多く、75歳以上の後期高齢者人口の約6割は女性です。また、介護保険制度のサービスを利用した65歳以上の受給者の約7割は女性であり、要介護者からみた主な介護者も約7割が女性となっており、高齢者の問題は女性の問題でもあります。高齢期の男女を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念にとらわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう社会全体で支える必要があります。そのためには、家族や地域住民、行政、関係団体が共同して連携を図りながら地域福祉活動を充実・発展させ、福祉コミュニティの充実を図ることが大切です。

※代表的な指標



誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活し続けられるために、地域で支え合う仕組みづくりなど福祉活動を充実させ、地域の問題を地域で解決する仕組みを推進することは大切です。

■ 施策

- (49) 社会参画の促進と生活支援
- (50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり
- (51) 介護にかかわる人の育成と確保
- (52) 施設の基盤整備と内容の充実
- (53) 介護予防への取組の強化

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 4 9

事業名	年金相談の実施			
事業概要	高齢者の安定した老後生活に向け年金、福祉サービスに関する情報提供及び相談を行う。			
所管課	福祉部 国民年金課			
目標	相談回数			
目標数値	現 状(平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	24 回/年	24 回/年	24 回/年	24 回/年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 5 0

事業名	施設整備事業			
事業概要	介護者や要介護高齢者が安心して生活できるよう在宅介護支援施設を充実させると共に、施設整備の促進を図るため整備費用の一部を補助金として交付する。			
所管課	福祉部 高齢者支援課			
目標	施設整備数（定員）			
目標数値	現 状(平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	1 ヲ所(定員 50 人) / 年	2 ヲ所(定員 150 人) / 年	第 5 期市川市老人保健福祉計画・介護保険事業計画による	
他の評価指標	1 ー			
	2 ー			

No. 5 1

事業名	地域ケアシステム推進事業			
事業概要	地域ケアシステムが多くの住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるよう支援を行う。また、地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に取り組めるよう、サロン活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容を拡大していけるよう支援を行う。なお、平成21年度末の現状では、各種会議等開催頻度や、サロンの実施回数に地区ごとのバラつきがあることから、全体の底上げを意識して支援を行う。			
所管課	福祉部 地域福祉支援課			
目標	①地域ケア推進連絡会等開催数②サロン開設数			
目標数値	現状(平成21年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	①72回/年 ②54ヶ所/年	①168回/年 ②100ヶ所/年 (内容充実)	①168回/年 ②100ヶ所/年 (内容充実)	第3期地域福祉計画による
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 5 2

事業名	権利擁護事業			
事業概要	高齢者の虐待の相談や権利擁護の啓発などを行なう。			
所管課	福祉部 地域福祉支援課			
目標	活動回数①虐待防止ネットワーク会議②虐待防止プログラム研修			
目標数値	現状(平成22年4月)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	①全体会を年2回、実務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、実務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、実務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、実務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No.53

事業名	家族介護支援事業			
事業概要	要介護被保険者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。また、認知症サポーターの養成講座を開催する。			
所管課	福祉部 地域福祉支援課			
目標	講座開催数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	11 箇所在宅介護支援センターが年 46 回開催	11 箇所在宅介護支援センターが年 44 回実施	11 箇所在宅介護支援センターが年 44 回実施	11 箇所在宅介護支援センターが年 44 回実施
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業名	所管課
介護予防推進事業	地域福祉支援課

最近の社会情勢は、少子高齢化の進展、経済の低迷、非正規労働者の増加、国際化の進展など複雑化しています。この複雑化した社会の中で、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。そこで、仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図る必要があります。

※代表的な指標



男女共同参画センターでは、DVも含め、女性のためのさまざまな悩みに対する相談に応じています。

■ 施策

(54) 相談事業の充実

(55) 相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

進 行 管 理 事 業

No. 5 4

事業名	女性のための相談			
事業概要	女性のためのさまざまな問題解決に向けた相談を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	相談可能体制			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	相談員 1 日 3 名以上勤務する日は週 2 日	相談員 1 日 3 名以上勤務する日を週 3 日とする	相談員 1 日 3 名以上勤務する日を週 3 日とする	相談員 1 日 3 名以上勤務する日を週 4 日とする
他の評価指標	1. 相談環境の整備			
	2. 相談者の満足度			

No. 5 5

事業名	DV※専門相談員スキルアップ			
事業概要	相談員は、研修参加、ケース検討会議の実施等、スキルアップを図る。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	研修および会議回数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	10 回／年	11 回／年	12 回／年	13 回／年
他の評価指標	1. 会議参加者数			
	2. 研修や会議の内容			

※：DVとは、配偶者やパートナー間など親密な間柄での暴力のことを指します。

No. 5 6

事業名	民事相談事業			
事業概要	市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。			
所管課	市民経済部 総合市民相談課			
目標	相談対応可能件数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	10,809 件／年	10,000 件／年	10,000 件／年	10,000 件／年
他の評価指標	1. 相談者の満足度			
	2. —			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

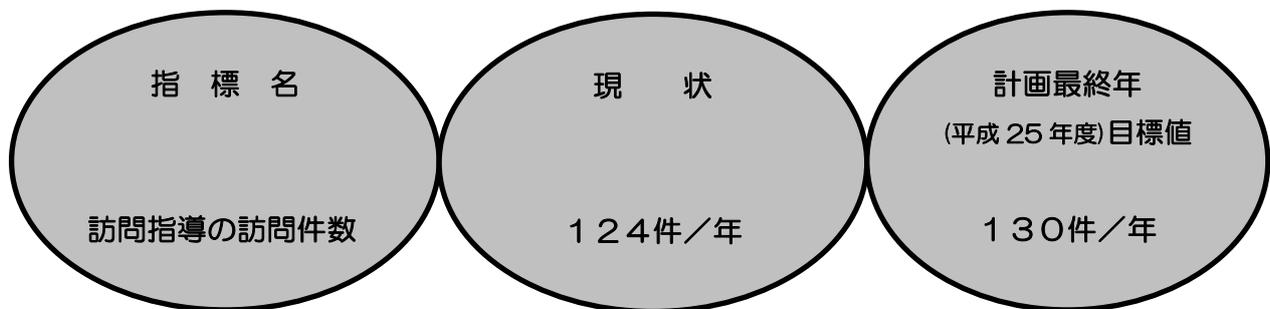
事業名	所管課
地域包括支援センター事業	地域福祉支援課

# 生涯を通じた健康支援

## 生涯を通じた健康の管理・保持増進

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性については更年期やメタボリックシンドロームなど、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行い、健康の保持増進ができるように相談体制を整備し、支援することは大切です。

### ※代表的な指標



療養上の保健指導が必要な者とその家族に指導を行い、健康を保持・増進することは大切です。

### ■ 施 策

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 5 7

事業名	健康相談			
事業概要	ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目 標	相談対応可能件数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	電話相談 423 回/年 面接相談 75 回/年 栄養相談 493 回/年 ( 合計 991 回/年 )	電話相談 450 回/年 面接相談 75 回/年 栄養相談 490 回/年 (合計 1,015 回/年)	電話相談 450 回/年 面接相談 75 回/年 栄養相談 490 回/年 (合計 1,015 回/年)	電話相談 450 回/年 面接相談 75 回/年 栄養相談 490 回/年 (合計 1,015 回/年)
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 5 8

事業名	訪問指導			
事業概要	心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図る。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目 標	訪問件数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	124 件/年	130 件/年	130 件/年	130 件/年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No.59

事業名	健康教育事業			
事業概要	生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をする。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目標	実施回数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	食生活講座 19回/年 一般健康教育 253回/年 (合計 272回/年)	食生活講座 20回/年 一般健康教育 260回/年 (合計 280回/年)	食生活講座 20回/年 一般健康教育 260回/年 (合計 280回/年)	食生活講座 20回/年 一般健康教育 260回/年 (合計 280回/年)
他の評価指標	1. 講座終了時にアンケートを実施して、講座後の意識や行動の変容について評価している。			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

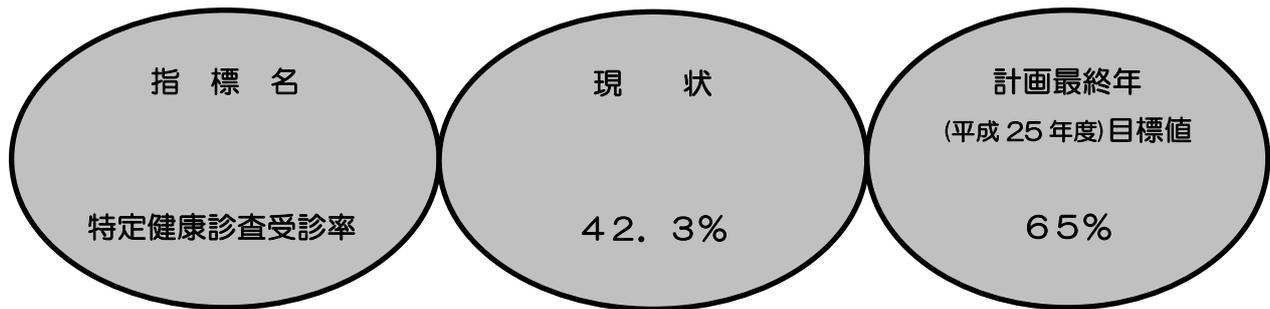
事業名	所管課
性差医療普及のための周知活動	男女共同参画課

## 個別課題

## 17 生涯を通じた心身の健康づくり支援

男女が心身の健康について適切に自己管理できるよう、健康診査の受診や健康について正確な知識・情報を得るための健康教育や学習機会の拡大に努めます。

## ※代表的な指標



生活習慣病を予防するために特定健康診査を行っています。

## ■ 施 策

- (58) 健康教育の充実と相談支援
- (59) 妊娠・出産期における健康支援
- (60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援
- (61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

No.60

事業名	健康づくり支援事業			
事業概要	市民が主体となり健康上の課題の解決に向け行動できるよう保健推進員、食生活改善推進員と協力して支援し、地域の健康水準の向上を図る。 ※23年度で5ヵ年計画が終了、その後は事業を再検討予定。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目 標	地域支援グループ数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	12 グループ/年 (112 回 1,903 人)	10 グループ/年 (91 回 1,500 人)	次期計画による	
他の評価指標	1. グループ参加者が個々に目標を設定し、達成度を個別に判断している。			
	2. —			

No.61

事業名	母子健康教育事業			
事業概要	妊娠初期から乳幼児・学童・思春期の子どもと保護者を対象に、ライフサイクルに応じた知識の普及等を行い、健やかな成長ができるよう支援する。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目 標	セミナー開催回数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	依頼健康教育 49 回/年	依頼健康教育 49 回/年	依頼健康教育 49 回/年	依頼健康教育 49 回/年
	セミナー 2 回/年	セミナー 2 回/年	セミナー 2 回/年	セミナー 2 回/年
	母親学級 28 回/年	母親学級 28 回/年	母親学級 28 回/年	母親学級 28 回/年
	栄養 129 回/年 (合計 208 回/年)	栄養 129 回/年 (合計 208 回/年)	栄養 129 回/年 (合計 208 回/年)	栄養 129 回/年 (合計 208 回/年)
他の評価指標	1. —			
	2. —			

No. 6 2

事業名	母子健康手帳および父子手帳（お父さん手帳）の交付			
事業概要	妊娠届けを出した方に、母子の健康管理の状況を記録する母子健康手帳を交付します。併せて父親に対しても子育てへの関心を高めるとともに育児参加が図られるよう父子手帳を交付する。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目標	交付数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	5,312 冊／年	5,200 冊／年	5,200 冊／年	5,200 冊／年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 6 3

事業名	妊婦健診の公費負担拡大			
事業概要	安心して出産できる環境整備を推進し、健やかな出産・子育て支援につなげていくために、妊婦健康診査の公費負担をする。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目標	実施回数			
目標数値	現状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	14 回／年	14 回／年	14 回／年	14 回／年
他の評価指標	1. 健診実施延件数			
	2. ー			

No. 6 4

事業名	母子訪問事業			
事業概要	新生児及び1～2か月児をはじめ、妊産婦・乳幼児等の家庭に訪問し妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図る。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課			
目標	訪問件数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	6,043 件/年	6,000 件/年	6,000 件/年	6,000 件/年
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 6 5

事業名	地域交流・健康づくり			
事業概要	地域の身近な場所で「いきいき健康教室」を実施し、仲間づくりや健康づくりを推進する。			
所管課	福祉部 高齢者支援課			
目標	教室数			
目標数値	現 状 (平成 22 年 4 月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	79 教室/年	82 教室/年	第 5 期市川市老人保健福祉計画による	
他の評価指標	1. 終了時アンケート			
	2. ー			

No. 6 6

事業名	健康診査事業			
事業概要	生活習慣病を予防するため特定健康診査等を40～74歳の国民健康保険加入者等に実施。がん検診・肝炎検診については市民対象に実施。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター疾病予防課			
目標	受診率			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	特定健康診査受診率 42.3%	62%	65%	65%
他の評価指標	1. ー			
	2. ー			

No. 6 7

事業名	社会環境浄化活動・啓発活動・健全育成活動			
事業概要	補導活動とともに非行を防止するためのポスターやちらしなどの作成と配布。 薬物乱用防止のためのキャンペーンを実施する。			
所管課	生涯学習部 地域教育課（少年センター）			
目標	意識啓発のための講演会等の実施			
目標数値	現状	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	0回/年	2回/年	2回/年	3回/年
他の評価指標	1. ポスター、ちらしの配布等の啓発活動回数			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

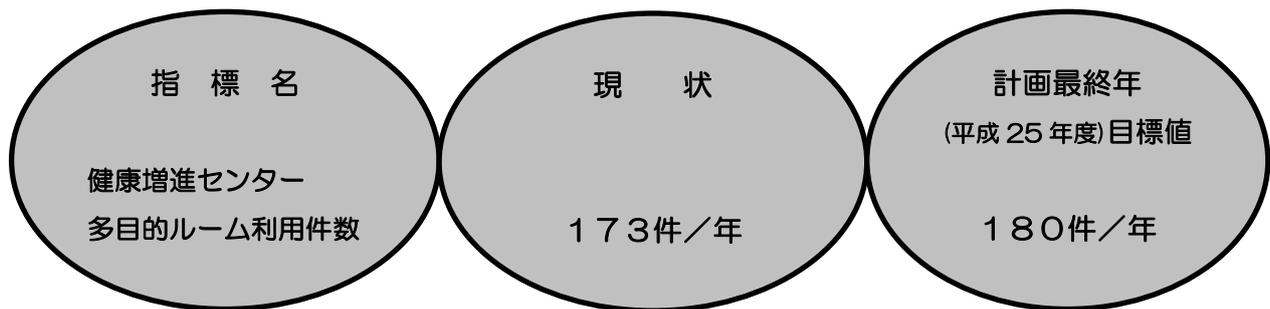
事業名	所管課
ヘルシースクールの推進	保健体育課
スポーツ振興事業	スポーツ課
市川エイズ等STD（性感染症）対策推進協議会への負担金の交付	保健医療課

## 個別課題

## 18 心身の健康づくり体制の充実

男女とも、運動を主体とした健康保持は大切であり、個人、グループを問わず、その活動場所を提供することは重要です。また、心身の健康保持のために医療機関等に関する情報提供を行います。

## ※代表的な指標



多目的ルームは、健康づくりに関する各種講座、運動教室などに利用できるよう、貸出を行っています。

## ■ 施 策

- (62) 健康増進施設の充実
- (63) 医療関係機関との連携強化

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰 進 行 管 理 事 業 〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

No. 6 8

事業名	健康増進指導事業			
事業概要	運動を主体とした健康の保持増進及び生活習慣の改善のため、体力測定や問診調査に基づく保健・栄養・運動指導を実施し、健康増進に努める。また、骨粗鬆症対策として、骨密度測定と予防法を指導することにより、高齢者の骨折をきっかけとしてなりやすい寝たきり予防も実施。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課（健康増進センター）			
目 標	利用者数①トレーニング②骨密度			
目 標 数 値	現 状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	①19,274 人／年 ②2,864 人／年	①18,981 人／年 ②2,600 人／年	①18,981 人／年 ②2,600 人／年	①18,981 人／年 ②2,600 人／年
他の評価指標	1. —			
	2. —			

No. 6 9

事業名	多目的ルームの貸出			
事業概要	女性参加者の多い集団体操を行う他、市民の健康増進のため運動サークルの活動の場として施設を貸し出す。			
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課（健康増進センター）			
目 標	利用件数			
目 標 数 値	現 状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	173 件／年	180 件／年	180 件／年	180 件／年
他の評価指標	1. —			
	2. —			

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰 関 連 事 業 〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

事業名	所管課
医療機関情報の提供	保健医療課

# 人権を侵害する暴力の根絶

個別課題

19

## 暴力を許さない社会の基盤づくり

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の啓発活動を推進していきます。

※代表的な指標

指標名	現 状	計画最終年 (平成 25 年度)目標値
人権啓発に関する 広報紙掲載回数	2回/年	2回/年

成人女性や少女が人間の尊厳を無視されるような性的暴力や買売春等の被害者にならないように広報等で啓発活動を進めていきます。

■ 施 策

- (64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進
- (65) 性の商品化の根絶
- (66) 暴力に関する調査・研究

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No.70

事業名	DV防止基本計画の策定			
事業概要	DV防止に向け、総合的に施策を推進するため基本的な計画を策定する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	DV防止基本計画の策定			
目 標 数 値	現 状	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	作業中	策定	—	—
他の評価指標	1. —			
	2. —			

※DV防止基本計画策定後、DV防止基本計画で進捗管理することになる事業については、本計画（第4次実施計画）からその進捗管理を移行する予定です。

No.71【新規】

事業名	広報等による人権啓発			
事業概要	人権擁護委員の日（5月31日）、人権週間（12月4日～10日）等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	広報紙掲載回数			
目 標 数 値	現 状（平成 21 年度）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	2回／年	2回／年	2回／年	2回／年
他の評価指標	1. ホームページ掲載回数			
	2. ポスターによる広報回数			

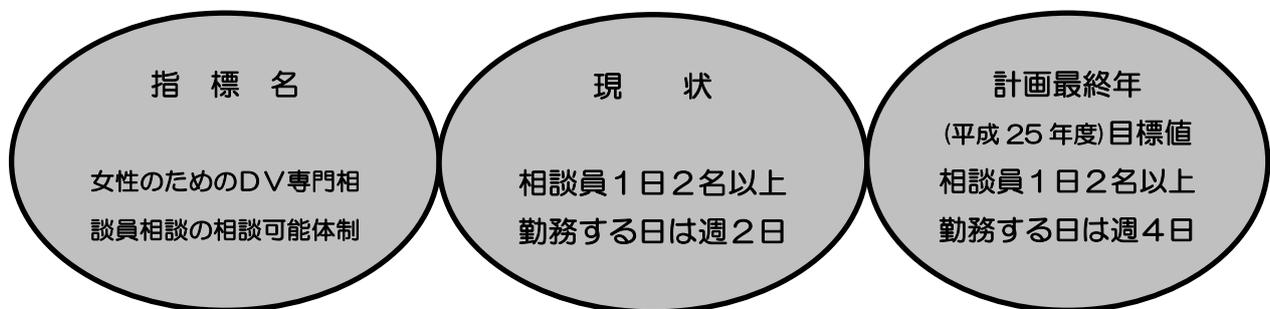
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業名	所管課
男女共同参画センター講座開催	男女共同参画課

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になってきます。相談窓口では被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、全ての相談員が被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供と関係機関との密接な連携を図っていくことが大切です。

また、DV被害の解消には、加害者の更生が不可欠であり、加害者に対しては更生のための支援策、体制整備について県や関係機関などと連携した対応を進めます。

### ※代表的な指標



近年、DVに関する相談は増加の傾向にあり、相談内容も複雑化、深刻化してきています。この状況にきめ細かく対応するため、DV相談員を増やし、相談体制を強化していくことは重要です。

### ■ 施 策

(67) 相談体制の充実

(68) 自立支援と更生支援

(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

進 行 管 理 事 業

No.7 2

事業名	女性のためのDV専門相談員相談			
事業概要	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	相談可能体制			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	相談員 1 日 2 名以上勤務する日は週 2 日	相談員 1 日 2 名以上勤務する日を週 3 日とする	相談員 1 日 2 名以上勤務する日を週 3 日とする	相談員 1 日 2 名以上勤務する日を週 4 日とする
他の評価指標	1. 相談者の満足度			
	2. 相談環境の整備、相談員の充実			

No.7 3 【 新 規 】

事業名	女性弁護士による女性のための法律相談			
事業概要	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	相談件数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	158 件／年	200 件／年	200 件／年	200 件／年
他の評価指標	1. 相談者の満足度			
	2. 市民の周知度			

No. 7 4

事業名	加害者への更生支援の調査・研究			
事業概要	加害者に対しての再発防止更生プログラムの研究をする。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	—			
目標数値	現 状	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	—	—	—	—
他の評価指標	1. 更生プログラムの研究体制			
	2. —			

No. 7 5

事業名	子ども家庭総合支援センター事業			
事業概要	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。			
所管課	こども部 子育て支援課			
目標	活動件数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	4,077 件/年	4,000 件/年	4,000 件/年	4,000 件/年
他の評価指標	1. 支援内容の充実			
	2. —			

No.76

事業名	DV被害者支援ネットワーク会議の実施			
事業概要	男女共同参画課、子育て支援課を中心に、関係各課、警察、健康福祉センター等に参加してもらい、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について協議し、連携を深める。			
所管課	総務部 男女共同参画課、子ども部 子育て支援課			
目標	開催回数			
目標数値	現状(平成21年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	0回/年	1回/年	1回/年	1回/年
他の評価指標	1. 内容			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業名	所管課
緊急援護金	子育て支援課
ショートステイ	子育て支援課

# 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上にかかる活動等国際社会における様々な取組と連動して進められてきました。今後の男女共同参画社会の形成に関しても、国際的な連携・協力のもとに進めることは必要です。

※代表的な指標

指 標 名	現 状	計画最終年 (平成 25 年度)目標値
異文化交流事業 参加者数	3,000人/年	3,000人/年

国際交流を推進するためには、国際理解、交流活動の意義を広く普及させる必要があります。

■ 施 策

(70) 国際理解と国際協力

(71) 国際交流の推進と民間団体への支援

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 7 7

事業名	異文化交流事業			
事業概要	姉妹都市、友好都市交流はもちろん、在住外国人と地域住民の理解を深め、双方の歴史や文化などを紹介するとともに講演会や体験会を開催し、交流の機会を提供する。			
所管課	文化国際部 国際交流担当			
目標	参加者数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	3,000 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年
他の評価指標	1. 事業内容や成果・効果			
	2. ー			

No. 7 8

事業名	市川市国際交流協会補助事業			
事業概要	外国人が地域の中に溶け込み、相互理解を深める機会を提供するため、国際交流を積極的に行っている民間の団体に対し、資金援助及び活動場所を提供することにより、国際的な視野を持った人材の育成や地域における国際理解・国際交流の促進を図る。			
所管課	文化国際部 国際交流担当			
目標	ー			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	ー	ー	ー	ー
他の評価指標	1. 事業内容や成果・効果			
	2. ー			



関 連 事 業



事 業 名	所 管 課
国際理解教育の推進事業	指導課
国際交流活動の支援	スポーツ課

国籍・文化・慣習・宗教などの違いを超えて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に参画でき、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備を図ります。

※代表的な指標



言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人に対し、外国語で話ができる窓口は大切です。

■ 施策

(72) 相互理解のための交流活動の推進

(73) 情報提供と相談体制の確立

進 行 管 理 事 業

No. 7 9

事業名	外国人相談窓口			
事業概要	外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。			
所管課	文化国際部 国際交流担当			
目標	外国人相談窓口相談者数			
目標数値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	1,127 人/年	1,500 人/年	1,500 人/年	1,500 人/年
他の評価指標	1. 事業内容や成果・効果			
	2. ー			

No. 8 0

事業名	外国人向けの各種情報提供の充実			
事業概要	言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実を図る。			
所管課	文化国際部 国際交流担当			
目標	ー			
目標数値	現 状	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	ー	ー	ー	ー
他の評価指標	1. 事業内容や成果・効果			
	2. ー			

No.8 1

事業名	通訳・翻訳ボランティアによる活動			
事業概要	在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図る。			
所管課	文化国際部 国際交流担当			
目標	市川市国際交流協会への通訳・翻訳依頼件数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	62件／年	70件／年	70件／年	70件／年
他の評価指標	1. 事業内容や成果・効果			
	2. —			

# 男女共同参画を推進する体制の整備

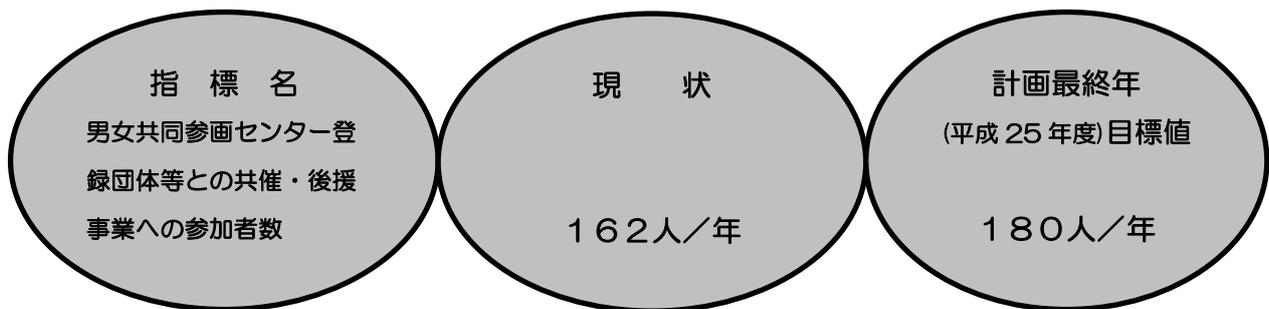
個別課題

23

## 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、市川市男女共同参画基本計画を効果的に推進し、目標を達成するためには、推進体制の整備・充実を図ることが必要です。そのため、実施計画を作成し、庁内における推進体制を整備し、計画を具体化していくために、庁内各課へ積極的な働きかけを行っていく必要があります

※代表的な指標



男女共同参画センターを利用し、男女共同参画を積極的に進めている団体と共同で事業を実施することは重要です。

■ 施 策

(74) 庁内推進体制の充実と組織の強化

(75) 市民との連携

(76) 国・県・関係機関等との連携

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 8 2

事業名	男女共同参画推進審議会の運営事業			
事業概要	男女共同参画の推進状況を把握し、報告すること等により、今後の推進に向けて意見をいただく。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	審議会開催数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	2 回/年	3 回/年	3 回/年	3 回/年
他の評価指標	1. 出席率			
	2. 意見数、内容			

No. 8 3

事業名	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施			
事業概要	男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を進めている登録団体等と共同事業を実施する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	共催・後援事業への参加者数			
目 標 数 値	現 状 (平成 21 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	162 人/年	180 人/年	180 人/年	180 人/年
他の評価指標	1. 共同事業の回数、内容			
	2. 登録団体数			

No. 8 4

事業名	市民参加の推進			
事業概要	市民の市政参加に関する要綱の運用状況を検証しながら、その制度の充実を図り、市民と行政の協働による自治を推進します。			
所管課	企画部 企画・広域行政担当			
目標	パブリックコメント1件あたりの意見件数（年間）			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	20件／年	20件／年	20件／年	20件／年
他の評価指標	1. 「市民と行政のパートナーシップの構築」についての満足度及び重要度（市川市市民意向調査報告書）			
	2. ー			

No. 8 5

事業名	男女共同参画に関する情報収集			
事業概要	千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行う。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目標	国・県・近隣市等の会議参加数			
目標数値	現状（平成21年度）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	9回／年	10回／年	10回／年	10回／年
他の評価指標	1. 収集した情報の活用、施策への反映内容			
	2. ー			

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 関 連 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

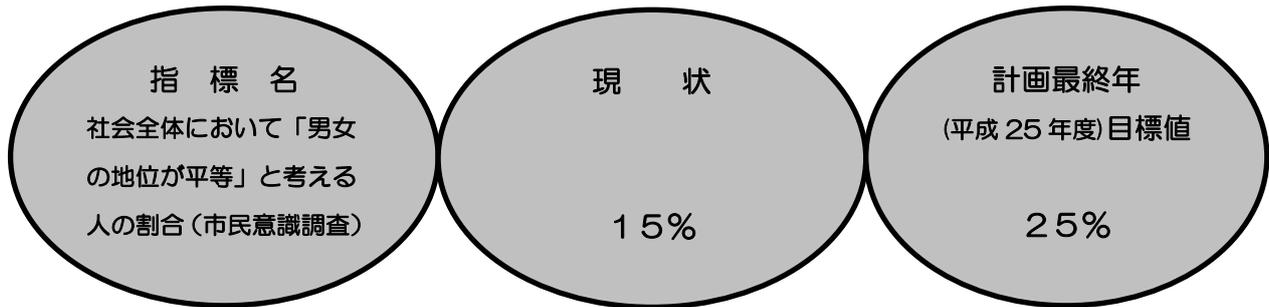
事業名	所管課
職場における男女平等の推進	人事課
男女共同参画に関する職員研修の充実	人事課人材育成担当室
女性職員派遣研修	人事課人材育成担当室

個別課題

## 24 計画の進行管理の充実

第4次実施計画の具体的な事業についての推進状況を把握して評価し、新たな事業展開につなげていくことは大切です。

※代表的な指標



男女共同参画社会づくりのためには、男女の地位が平等と考える意識を持つ人の割合を増やすことが重要です。

### ■ 施策

(77) 施策の推進状況の把握

(78) 施策の点検と評価の研究

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 進 行 管 理 事 業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

No. 8 6

事業名	男女共同参画に関する意識調査および公表			
事業概要	男女共同参画に関する市民意識の変化を定期的に把握することにより、男女共同参画社会の実現を推進していく。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	社会全体において、「男女の地位が平等」と考える人の割合			
目 標 数 値	現 状	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	15.0%（平成 22 年度市民意識調査）	18%	21%	25%
他の評価指標	1. 「夫は外で働き妻は家を守る方がよい」と考える人の割合			
	2. 市川市男女共同参画社会基本条例・市川市男女共同参画基本計画・男女共同参画センターの認知度			

No. 8 7

事業名	計画掲載事業の実施状況把握・公表			
事業概要	年度毎、進捗管理事業の事業達成度を把握し、審議会に報告する。			
所管課	総務部 男女共同参画課			
目 標	—			
目 標 数 値	現 状	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	—	—	—	—
他の評価指標	1. 実施状況や効果を的確に把握すること			
	2. 分かりやすい評価のまとめ方			

## 参 考 资 料

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必

要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な

法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなけ

ればならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

## 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 市川市男女共同参画社会基本条例

平成 18 年 12 月 20 日

条例第 53 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策(第 8 条—  
第 12 条)

第 3 章 市川市男女共同参画推進審議会(第 13 条)

第 4 章 補則(第 14 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、男女が互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていただける市川市を築くことを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画社会」とは、男女が、その特性をいかし、必要に応じて適切に役割分担しつつ、互いが対等の立場で協力し、補完し合って、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力を最大限に発揮することができる社会をいう。

#### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊厳を重んじる社会
- (3) 男女が共に市民生活において、対等な立場で活動に参画し、責任を分かち合う社会
- (4) あらゆる暴力が根絶された社会

#### (実現すべき姿)

第 4 条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現のために、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

##### (1) 家庭において実現すべき姿

ア 家族一人一人が家庭尊重の精神に基づいた相互の理解と協力の下、それぞれの個性を大切に作る家庭

イ 家族が、生活設計の中で学習、仕事、家事、子育て、介護、地域活動等その時々に応じた多様な組み合わせの生き方を自ら選択することができ、それぞれの能力及び適性を認め合うことができる家庭

- ウ 専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、支援する家庭
- エ 子を産むという女性のみにも与えられた母性を尊重するとともに、育児における父性と母性の役割を大切にし、心身共に健康で安心して暮らせる家庭
- オ ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及びこれらの暴力的行為に付随して起こる子への暴力的行為をいう。)や虐待の存在しない家庭

(2) 地域において実現すべき姿

- ア 男女がその特性をいかしつつ、平等に地域の活動に参画し、互いに協力していくことができる地域
- イ 男女の積極的な社会参画により、多様な能力が発揮される活力ある地域

(3) 職場において実現すべき姿

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、研修、昇進等について性別を理由とする差別のない職場
- イ 男女が共に長時間労働、過剰なストレス等から解放され、家庭生活、地域活動等へのゆとりを持つことができる職場
- ウ 男女が子育て又は介護のための休暇及び休業を積極的に取得できるようになることにより、仕事と家庭の両立ができる職場
- エ 妊娠期、出産期、育児期、更年期等の女性の生涯の各段階に応じて、適切な健康管理が行われ、母性及び子の最善の利益が尊重される職場
- オ セクシュアル・ハラスメント(異性に対して、その意思に反して行われる性的な言動をいう。)のない、快適で安心して働くことができる職場
- カ 自営の商工業又は農林水産業において、女性の労働が正当に評価される職場

(4) あらゆる教育の場において実現すべき姿

- ア 男女が互いにその特性を尊重しつつ、それぞれの人権を大切にする教育
- イ 必要に応じて適切に名簿の作成が行われる等、区別と差別とが混同されないことのない運営がなされる教育
- ウ 男女別実施による運動種目の設定、男女別室での更衣等が行われる等、思春期の性別に配慮した教育
- エ 心と体のバランスや生命の尊厳に配慮し、発達段階に応じて適切に行われる性教育
- オ 進路指導において、個人の能力や適性が尊重される教育

カ 社会生活に必要な家事、子育て、介護、ボランティア等の体験を重視した教育

キ 男女共同参画社会の正しいあり方について学び、実践する教育

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を市の施策の基本として、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の特性を尊重しつつ、男女共同参画社会の実現のために自ら行動するとともに、市が行う男女共同参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共に家庭と仕事の両立を可能とするための職場環境を整備し、男女共同参画社会の実現を推進するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

(年次報告等)

第9条 市長は、前条の基本的な計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成するものとする。

2 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策について調査研究をするとともに、この施策の成果について評価を行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する事項について、市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(広報活動等)

第10条 市は、市民及び事業者の理解を深めるよう、この条例の内容について周知するための広報活動をしなければならない。

2 市は、教育や男女平等に関する相談業務に携わる人を対象に、男女共同参画社会の実現を推進するための啓発を行わなければならない。

(市の人事管理等における公平の確保等に関する措置)

第 11 条 市は、男女共同参画社会の実現を推進するため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を公平かつ適切に評価するとともに、性別による不利益が生じることのないよう努めなければならない。

(苦情処理)

第 12 条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の実現の推進に関する施策又は男女共同参画社会の実現の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、市川市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

### 第 3 章 市川市男女共同参画推進審議会

第 13 条 本市に、男女共同参画社会の実現を推進するため、市川市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

3 審議会は、非常勤の委員 15 人で組織する。

4 委員は、男女共同参画社会の実現に関する事項について深い理解と見識のある人のうちから市長が委嘱する。

5 市長は、委員を委嘱しようとするときは、その一部について公募を行うものとする。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、2 回を超えて再任されることができない。

8 審議会の事務は、総務部において処理する。

9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 26 号)の定めるところにより、報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 4 章 補則

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(市川市男女平等基本条例の廃止等)

2 市川市男女平等基本条例(平成 14 年条例第 33 号)は、廃止する。

3 この条例の施行前に行われた前項の規定による廃止前の市川市男女平等基本条例(以下「旧条例」という。)に基づく措置がこの条例に違反して

いると認められるときは、市又は事業者は、速やかに、是正措置を講じなければならない。

(審議会に関する経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧条例第16条第4項の規定により委嘱された同条第1項に規定する審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日において、第13条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第13条第6項の規定にかかわらず、その者の旧条例第16条第6項の規定による任期からその者が旧審議会の委員として在任した期間を控除した期間と同一の期間とする。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「男女平等推進審議会委員」を「男女共同参画推進審議会委員」に改める。

(市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「市川市男女平等基本条例(平成14年条例第33号)第15条第1項」を「市川市男女共同参画社会基本条例(平成18年条例第53号)第12条第1項」に改める。

所管課別索引

部 名	課 名	事業 No.	事業名	主要 課題	個別 課題	ページ	
総務部	人事課	関連	職場における男女平等の推進	8	23	83	
	人事課人材育成 担当室	関連	男女共同参画に関する職員研修の充実	8	23	83	
		関連	女性職員派遣研修	8	23	83	
	職員課健康管理 担当室	関連	セクハラ相談の実施	3	9	37	
	男女共同参画課		1	人材登録台帳の再構築、活用	1	1	12
			2	各種審議会等への女性委員の参画推進	1	1	12
			3	審議会等委員の市民公募促進	1	1	13
			4	市女性職員の管理職昇任選考試験の受験促進	1	1	13
			関連	保育付審議会等の普及促進	1	1	14
			8	男女共同参画センター貸館事業の推進	1	2	17
			9	男女共同参画課ホームページの充実	1	2	17
			11	男女共同参画センター講演会事業	2	3	20
			12	広報等による男女共同参画情報の発信	2	3	20
			13	男女共同参画センターロビーの充実・活用	2	3	21
			14	講演会・イベント等での人権啓発	2	3	21
			24	男女共同参画センター講座開催	2	7	31
			関連		4	11	42
			関連		6	19	70
			25	情報資料室の充実	2	7	31
			関連	男女共同参画センター子どもルーム利用促進	2	7	32
			31	企業への男女共同参画啓発	3	9	36
			関連		3	10	40
			54	女性のための相談	4	15	57
			55	DV専門相談員スキルアップ	4	15	57
			関連	性差医療普及のための周知活動	5	16	61
			70	DV防止基本計画の策定	6	19	70
			71	広報等による人権啓発	6	19	70
			72	女性のためのDV専門相談員相談	6	20	72
			73	女性弁護士による女性のための法律相談	6	20	72
			74	加害者への更生支援の調査・研究	6	20	73
			82	男女共同参画推進審議会の運営事業	8	23	82
		83	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施	8	23	82	
	85	男女共同参画に関する情報収集	8	23	83		

部 名	課 名	事業 No.	事業名	主要 課題	個別 課題	ページ
総務部	男女共同参画課	86	男女共同参画に関する意識調査および公表	8	24	85
		87	計画掲載事業の実施状況把握・公表	8	24	85
	男女共同参画 課・子育て支援課	76	DV被害者支援ネットワーク会議の実施	6	20	74
企画部	企画・広域行政 担当	84	市民参加の推進	8	23	83
	ボランティア・NP O担当	6	ボランティア活動等の普及・啓発事業	1	2	16
市民経 済部	商工振興課雇用 推進担当室	28	若年者就労支援事業	3	8	34
		30	労働相談事業	3	9	36
		43	雇用促進奨励金	4	13	48
		44	障害者職場実習奨励金	4	13	48
	農政課	29	家族経営協定締結の推進	3	8	34
	地域振興課	7	自治会活動活性化事業	1	2	16
	総合市民相談課	56	民事相談事業	4	15	58
危機管 理部	防犯担当	37	防犯対策事業	4	11	42
		関連	青色パトロール推進事業	4	11	42
福祉部	高齢者支援課	関連	シルバー人材センターへの運営費補助	3	10	40
		50	施設整備事業	4	14	53
		65	地域交流・健康づくり	5	17	65
	地域福祉支援課	51	地域ケアシステム推進事業	4	14	54
		52	権利擁護事業	4	14	54
		53	家族介護支援事業	4	14	55
		関連	介護予防推進事業	4	14	55
		関連	地域包括支援センター事業	4	15	58
	障害者支援課	45	障害者相談支援事業	4	13	49
	市営住宅課	48	母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点 措置	4	13	50
	国民年金課	49	年金相談の実施	4	14	53
こども部	子育て支援課	32	一般事業主行動計画策定支援事業	3	9	37
		35	ファミリー・サポート・センター事業	3	10	40
		40	家庭児童相談事業	4	12	45
		41	要保護児童対策地域協議会	4	12	45
		42	養育支援訪問事業	4	12	46
		関連	子育てサークル育成事業	4	12	46
		関連	子育てガイドブック	4	12	46
		関連	親子つどいの広場事業	4	12	46

部 名	課 名	事業 No.	事業名	主要 課題	個別 課題	ページ	
こども部	子育て支援課	関連	地域子育て支援センター事業	4	12	46	
		46	ひとり親相談事業	4	13	49	
		47	母子自立支援プログラム作成事業	4	13	50	
		関連	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	4	13	51	
		75	子ども家庭総合支援センター事業	6	20	73	
		関連	緊急援護金	6	20	74	
		関連	ショートステイ	6	20	74	
	こども福祉課	関連	広報「いちかわ」、ホームページ等による情報提供	4	13	51	
		関連	各種手当等の支給事業	4	13	51	
		関連	ひとり親家庭医療費助成事業	4	13	51	
	保育課	16	男女平等保育の推進	2	4	24	
		関連	地域交流会	2	4	24	
		関連	保育従事職員に対する研修の実施	2	4	24	
		38	家庭保育事業	4	12	44	
		39	病後児保育事業	4	12	44	
		関連	私立保育園等補助事業	4	12	46	
	保育計画推進課	33	保育園整備計画事業	3	10	39	
	発達支援課	関連	こども発達センター事業(こども発達相談室・あおぞらキッズ・おひさまキッズ)	4	13	51	
	文化国際部	国際交流担当	77	異文化交流事業	7	21	76
			78	市川市国際交流協会補助事業	7	21	76
			79	外国人相談窓口	7	22	79
80			外国人向けの各種情報提供の充実	7	22	79	
81			通訳・翻訳ボランティアによる活動	7	22	80	
保健スポーツ部	保健医療課	関連	市川エイズ等STD(性感染症)対策推進協議会への負担金の交付	5	17	66	
		関連	医療機関情報の提供	5	18	68	
	保健センター健康支援課	36	両親学級	4	11	42	
		57	健康相談	5	16	60	
		58	訪問指導	5	16	60	
		59	健康教育事業	5	16	61	
		60	健康づくり支援事業	5	17	63	
		61	母子健康教育事業	5	17	63	
		62	母子健康手帳および父子手帳(お父さん手帳)の交付	5	17	64	
		63	妊婦健診の公費負担拡大	5	17	64	
		64	母子訪問事業	5	17	65	

部 名	課 名	事業 No.	事業名	主要 課題	個別 課題	ページ
保健ス ポーツ 部	保健センター健 康支援課(健康 増進センター)	68	健康増進指導事業	5	18	68
		69	多目的ルームの貸出	5	18	68
	保健センター疾 病予防課	66	健康診査事業	5	17	66
	スポーツ課	関連	スポーツ振興事業	5	17	66
		関連	国際交流活動の支援	7	21	77
道路交 通部	道路建設課	関連	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	4	11	42
学校教 育部	義務教育課	5	女性管理職登用にに向けた参画機会の環境整備	1	1	14
		関連	法令・規則遵守のための研修の推進と啓発	2	5	27
	指導課	18	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の 時間における人権教育	2	5	26
		19	進路指導ノート「輝かしい未来に向かって」の活 用	2	5	26
		21	生徒指導・教科領域指導に関する研究・研修	2	5	27
		関連	中学校における技術・家庭科等による実践的・ 体験的な学習活動の充実	2	5	27
		関連	国際理解教育の推進事業	7	21	77
	保健体育課	20	エイズ教育に関する教育講演会	2	5	27
		関連	性教育の指導	2	5	27
		関連	ヘルシースクールの推進	5	17	66
	教育センター	関連	教職員等研修事業	2	5	27
		22	教育相談事業	2	6	29
	教育総 務部	各幼稚園(就学 支援課)	17	男女平等教育の推進	2	4
関連			幼稚園開放・子育て支援活動・地域交流	2	4	24
生涯学 習部	公民館センター	26	保育付講座の実施	2	7	32
		27	公民館での各種講座の実施	2	7	32
	生涯学習振興課	23	家庭教育学級運営事業	2	6	29
	地域教育課(少 年センター)	15	青少年有害図書の内閣要請	2	3	22
		67	社会環境浄化活動・啓発活動・健全育成活動	5	17	66
青少年育成課	34	保育クラブ整備事業	3	10	39	
消防局	警防課市民防災 担当室	10	婦人消防クラブ活動事業	1	2	18

※事業No.欄について、「数字」は進行管理事業No.、「関連」は関連事業として掲載しています。

※部署名については、平成22年度の部署名で記載しています。